

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）						別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）							
事務	条項	内容	専決権者			備考	事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	部に置く室の長					副局長	部長	部に置く室の長	
[略]						[略]							
60 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務	第3条第1項	宅地造成工事規制区域の指定	○		○	[略]	60 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務	第8条第1項本文	[略]	第12条第2項並びに第15条	[略]	[略]	
	第8条第1項本文	[略]				[略]							
	[略]	[略]				[略]							
	第12条第2項及び第15条	[略]				[略]							
	[略]	[略]				[略]							
第16条第2項及び第21条第2項	[略]				[略]								
第17条第1項及び第2項並びに第22	[略]				[略]								

	<u>条第1項</u> <u>及び第2</u> <u>項</u>			
	[略]			[略]
61 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	[略]		61 <u>宅地造成等規制法施行細則を廃止する規則（令和5年岩手県規則第53号）附則第2項の規定により</u> <u>なお従前の例によることとされる同規則による廃止前の</u> 宅地造成等規制法施行細則（昭和42年岩手県規則第75号）の施行に関する事務	[略]
[略]			[略]	[略]
[略]			[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。